

テーマ詳細

令和3年7月に発生した熱海市伊豆山土石流災害を契機として、宅地造成等規制法の抜本的改正が行われ、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が成立しました。

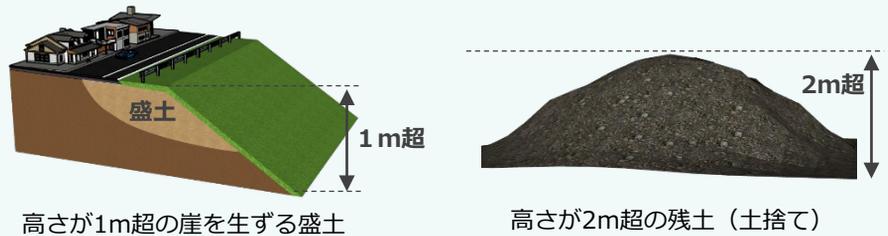
都は、盛土規制法の運用に向けて必要な調査等を行い、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を広く規制区域として指定していく予定です。規制区域内においては、一定規模以上の盛土行為や土石の仮置き・残土処分を行う際に許可が必要になります。

都民との協働により以下の取組を推進し、盛土規制法の実効性を高められるサービスを募集します。

【取組1 不適正な盛土・残土処分の監視】

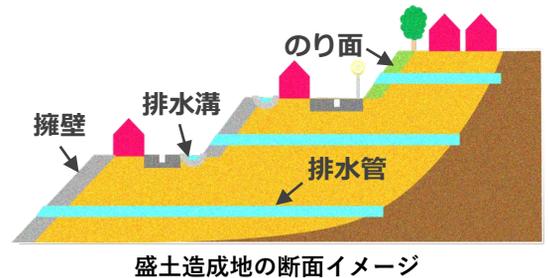
許可を受けずに行われる不適正な盛土・残土処分による災害を防止するため、行政による監視体制を強化します。都民からの通報を促すため、工事が施行される土地の所在地等の許可情報を速やかに公表します。

盛土・残土処分の例



【取組2 盛土造成地の経過観察】

地震時の滑動崩落による災害を防止するため、既存盛土についても、排水機能の維持や変状の有無を定期的に観察していきます。都民の皆様に関心を持ってもらうため、一定規模以上の盛土についてマップを公表しています。



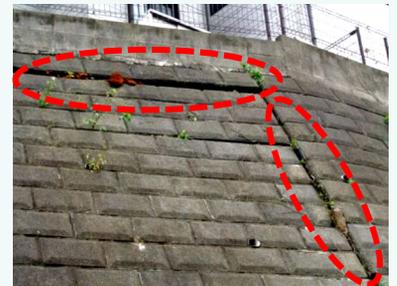
観察項目の例



▲のり面の浸食
崩落の恐れがある



▲水抜き穴からの土砂流出
裏込め土の流出による地盤沈下や排水機能不全による盛土の不安定化の恐れがある



▲擁壁の開き
崩落の恐れがある

参考

「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（盛土規制法）の公布

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000076.html

大規模盛土造成地マップ（一定規模以上の盛土のマップ）

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/takuzou/takuzou02.html>